



兵庫労働局発表
平成30年3月30日(金)

担	職業安定部職業安定課
	課長 足立 靖行
	雇用情報官 富澤 克彦
当	電話 078-367-0792

高砂市が東播磨地域初の雇用対策協定締結！

～ 「結びのまち」高砂で地域と人を結ぶ協定を締結しました ～

高砂市と厚生労働省兵庫労働局は、より緊密に連携して雇用対策に取り組むため、平成30年3月28日(水)に雇用対策法に基づく「雇用対策協定」を締結しました。

(協定の目的)

高砂市と厚生労働省兵庫労働局が相互に連携し、高砂市の雇用環境の改善・向上を図るため、雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に取り組むことを目的として締結する。

雇用対策法第31条に基づく、
高砂市との雇用対策の
連携・協力の確保に関する協定締結



高砂市雇用対策協定運営協議会

兵庫労働局

連携・協力

高砂市

市民への積極的な広報

※連携・協力に関する具体的な取組は運営協議会にて協議を行う。

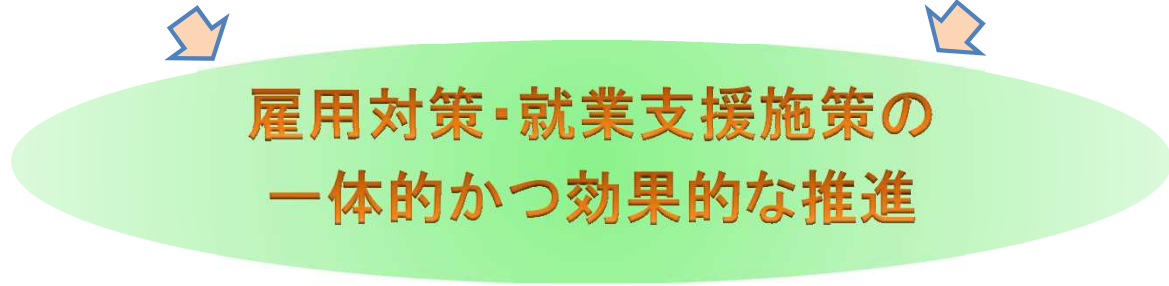
経済の好循環と「しごと」の安定へ

高砂市雇用対策協定に基づく平成30年度事業計画の概要

新規学卒者、既卒者等若年者に対する就職促進	
[局]	志望動機の整理及び面接指導を含めたきめ細やかな職業相談・職業紹介の実施
[局]	市内高校訪問による職業講話の実施
[市]	若者しごと相談、就職意識啓発セミナーアンド相談会の開催
[局・市]	事業者団体に対する求人枠の拡大要請
[局・市]	合同就職面接会の共同開催

高砂市と兵庫労働局が連携・協力

子育て女性等に対する就職支援	
[局]	きめ細やかな職業相談・職業紹介及び職業訓練に関する相談の実施
[局]	働きながら子育てしやすい求人一覧表の作成・配布による情報提供
[市]	女性活躍推進セミナー、女性のための就職支援セミナーの開催
[市]	女性活躍推進講演会の開催
[局・市]	地元企業就職面接会の共同開催



高齢者、生活保護受給者等多様な人材活躍支援	
[局]	「生涯現役支援窓口」での再就職支援
[局]	高齢者雇用に意欲的な企業に対する求人開拓
[局]	生活保護受給者等に対するきめ細やかな職業相談などチーム支援の実施
[市]	シルバー人材センターへの助成を通じた高齢者への就職・就業の支援
[市]	生活保護受給者等に対する就労意欲の喚起などその他必要な支援の実施
[局・市]	高齢者を対象とした就職面接会の共同開催
[局・市]	生活保護受給者等の自立促進に向けた就労支援

市民への積極的な広報

市内企業の人材確保、求人充足に向けての支援	
[局]	ミニ面接会の開催
[局]	「人材支援総合コーナー」による事業所見学会、相談会の開催
[局]	求人・求職状況など雇用情勢に関する各種指標の提供
[市]	働きやすい職場づくりを推進するセミナーの開催
[市]	就職支援サイト「おしごとステーションたかさご」を通じた求人情報の提供
[局・市]	保育施設を対象とした就職相談会、面接会の共同開催

高砂市の雇用環境の改善・向上を目指して

高砂市雇用対策協定

（目的）

第1条 この協定は、高砂市（以下「甲」という。）と厚生労働省兵庫労働局（以下「乙」という。）が相互に連携し、高砂市の雇用環境の改善・向上を図るため、雇用対策を総合的、効率的かつ一体的に取り組むことを目的として締結する。

（事業内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業内容として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の作成及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、甲及び乙が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

（要請）

第3条 甲及び乙は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、甲及び乙が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りでない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めがないときは、あらたな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 高 砂 市 長

乙 厚生労働省兵庫労働局長